# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し令和2年3月9日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

## 第3 請求人の主張の要旨

本件審査請求書及び反論書における請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね、以下のことから、本件処分の取消しを求めているものと解される。

バイク代の金額が違う。請求人の慰謝料は百円もないのか。バイク代には、請求人の50,000円が入っているので、その分は返してもらえるのか。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の 規定を適用して棄却すべきである。

# 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

	年 月	l E	審議経過
令和	2年1	1月11日	諮問
令和	2年1	1月24日	請求人から主張書面を収受
令和	2年1	2月22日	審議(第50回第1部会)
令和	2年1	2月25日	処分庁へ調査照会
令和	2年1	2月25日	請求人へ調査照会
令和	3 年	1月 7日	請求人から回答を収受
令和	3 年	1月14日	処分庁から回答を収受
令和	3 年	1月21日	審議(第51回第1部会)
令和	3 年	2月 5日	請求人へ調査照会
令和	3 年	2月15日	請求人から回答を収受
令和	3 年	2月26日	審議(第52回第1部会)
令和	3 年	3月15日	審議(第53回第1部会)

# 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

# 1 法令等の定め

# (1) 保護の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとする。

# (2) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況につ

いて変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとする。

#### (3) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとする。これは、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者が、その資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている(最高裁判所昭和46年6月29日判決(最高裁判所民事判例集25巻4号650頁)参照)。

また、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものである(東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)。

#### (4) 返環決定額の算定

# ア 資力発生日

平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(以下「問答集」という。)問13-6(答)(3)は、自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として加害

行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなるとし、損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当であるとする。そして、自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金(強制保険)が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになるとする。

#### イ 収入認定

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知(以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、保護の実施機関は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(かっこ内略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

#### ウ 自立更生免除

また、次官通知第8・3・(3)・オによれば、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金 又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入として認定しないこととされている。

この場合、事前に実施機関に相談があったものに限って、本来の要返還額から控除して返還額を決定するとされている。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認で

きるものに限り、同様に取り扱って差し支えないとされている(問答集問13-5(答)(2)ウ参照)。

エ なお、「問答集」は、地方自治法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言(ガイドライン)であり、上記イ及びウの内容は法令の解釈として合理的なものと認められる。

# 2 本件処分について

(1) 本件における資力の発生日

関係資料によれば、本件慰謝料は、本件事故の相手方が加入している保険会社からの入金であり、自動車損害賠償保障法による保険金(強制保険)であると認められることから、上記1・(4)・アに照らし、本件事故発生日の平成31年3月18日が、本件慰謝料に係る資力の発生日であると認められる。

(2) 支給済保護費の金額の算定

本件事故発生日の平成31年3月18日から、同年8月末日までの間(本件返還対象期間)に請求人に支給された支給済保護費の額の合計は、730,442円であると認められる。

(3) 要返還対象額の算出

保険金たる本件慰謝料(613,200円)から、世帯合算額8,000円を控除した後の金額(605,200円)が本件慰謝料に係る収入認定額であり、同額に相当する支給済保護費が返還対象額となるものと認められる。

#### (4) 自立更生免除

自立更生免除については、被保護者からの申告に基づいて決定するものであるところ、本件においては、令和元年9月27日に請求人が処分庁に提出した資産申告書の中で、本件事故後に、領収書のとおり、本件バイクを131,420円で購入し、保有している旨の申告があったことから、処分庁は、本件事故の結果、従前のバイクに代えて本件バイクを購入したものと認

定し、本件バイクに係る標識交付証明書(登録年月日を令和元年5月13日とするもの)、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車保険(任意保険)変更届控などを確認したことから、同購入額を請求人の自立更生のために当てられる額であると判断した上で、同購入額について、自立更生免除の対象として決定したものであって、その判断には合理性が認められ、違法、不当なものとはいえない。

#### (5) 小括

要返対象還額605,200円(上記(3))から、自立更生免除額131,420円(上記(4))を控除した後の額473,780円が、本件返還対象期間の支給済保護費計の額730,442円(上記(2))を下回っていることから、処分庁は、法63条の規定に基づき、過払となった同額に相当する、支給済保護費(473,780円)を本件返還決定額として決定していることが認められる。

(6) 以上のとおり、本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものであって、違算も認められないから、その判断には合理性が認められ、違法性又は不当性があるということはできない。

#### 3 請求人の主張に対する検討

請求人は、第3のことから、本件処分の違法、不当を主張している。特に、「請求人の慰謝料は百円もないのか。」として、本件慰謝料に係る収入認定の取扱いについて不当性を主張しているものと解されるため、以下検討する。

この点、次官通知第8・3・(2)・エ・(4)は、保険金その他の臨時的収入については、その額が世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定することとし(1・(4)・イ)、また、同(3)・オは、「災害等によって損害を受けた

ことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入として認定しないこととしている(1・(4)・ウ)。

これを踏まえて、「生活保護運用事例集2017」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。)間7-34の答は、被保護者が交通事故にあい、補償金を受領した場合の取扱いについて、「保険金、その他の臨時的収入」として8,000円(月額)を超える額のうち、自立更生に当てられる額を除いて収入認定するとしている。また、運用事例集間11-1の答3・(4)において、交通事故の補償金として、「自動車損害賠償法(強制保険)による保険金(慰謝料を含む)」を挙げていることから、慰謝料についても収入認定の対象となると解される。

なお、運用事例集における上記取扱いは、次官通知に合致する ものであって、合理性が認められるものである。

したがって、上記2のとおり、本件処分は法令等の規定に則ってなされたと認められ、また、違算も認められない以上、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

髙橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)